

【見守り活動協力事業所の概要】

地域で高齢者の見守り活動を行う「見守り活動協力事業所」として、市内の民間事業者（例：郵便局、新聞販売店、ライフライン事業者など）と協定を締結し、高齢者等の異変を発見した場合に、市へ通報を依頼する事業を実施しています。

○ 協力の内容

- （１）見守り活動協力事業所の従業員による配達や集金等の業務中において、高齢者等の事故又は異変を把握した場合の連絡
- （２）高齢者等の安全及び安心に関する随時の情報交換

○ 協力事業所のメリット

- （１）高齢者等への温かい声掛けや見守りを行うことにより、お客様サービスの向上や、イメージアップにつながります。
- （２）事業所掲示用の見守り活動協力事業所ステッカーを提供します。
- （３）市ホームページ等に事業所名を掲載します。



諫早市高齢者等見守りネットワーク活動支援事業
啓発用シンボルマーク

○ 留意事項

- （１）協定による活動は、見守り活動協力事業所の従業員の業務に支障のない範囲の活動であること
- （２）協定により、見守り活動協力事業所の従業員に特別な権限を与えるものではないこと
- （３）協定による活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならないこと

《高齢者の異変発見時の通報体制》

見守り活動協力事業所の従業員等

【異変等の発見、把握】

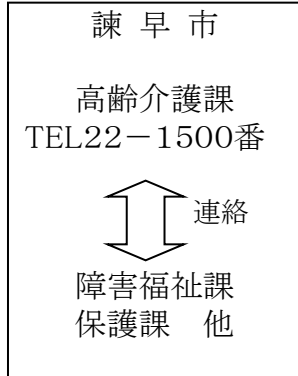
- ◎ 郵便物や新聞が多く溜まったままになっている
- ◎ 洗濯物が何日も干したままになっている
- ◎ 普段と違い日中でも雨戸やカーテンが閉まったままになっているなど

◎ 事件や事故

◎ 生命の危機

通報

報告



諫早警察署
110番

諫早消防署
119番



連絡

情報提供

(緊急連絡先)
家族・親族等

(見守り協力員他)
民生委員、自治会関係者、近隣住民、
医療機関、介護サービス事業所等